平成２３年（フ）第３１１号
茨城県笠間市福原75番地９　県営福島アパート２―104
債務者　檜山　寿子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
茨城県小美玉市納場485番地
債務者　園部　美香
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
茨城県常陸太田市山下町960番地の４
債務者　柴田　吉広
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６０号
茨城県水戸市袴塚３丁目１番20―503号　メゾン・ド・スケガワ
債務者　村松　芳惠（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
茨城県つくば市二の宮２―17―２　パークサイド洞峰３―301、住民票上の住所茨城県つくば市吉瀬1365番地
債務者　中嶋　浩美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1982番地171
債務者　辻村　和美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８４号
千葉県君津市南子安４丁目９番17号　105
債務者　前田　玲子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８７号
千葉県富津市二間塚1995番地17
債務者　原田　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２０６号
山梨県山梨市東後屋敷1021番地の19
債務者　石塚とも子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1276番地８
債務者　梁瀬　早美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
長野県松本市大字笹賀5087番地23　県営住宅Ａ３―７
債務者　石田　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６９号
長野県塩尻市大字大門70番地６
債務者　齋藤　　保
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８７号
長野県松本市大字笹賀761番地
債務者　熊谷千惠子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８４号
岐阜市細畑塚浦61番地１、申立時の住所岐阜県羽島郡笠松町田代461番地の６
債務者　伴野　玉枝
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６３号
岐阜県各務原市那加東新町２丁目９番地
債務者　橋本　　絲
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８２号
愛知県愛知郡長久手町富士浦401番地　県営長久手第２住宅２棟210号
債務者　江口　キイ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２号
三重県四日市市赤水町1145番地１　あこず団地Ｒ８―403
債務者　松原　吏志
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係